資料２－１

平成 23 年度の独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果（案）（概要）

1　平成23年度業務実績評価に対する意見（二次評価）について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等（※）の平成23年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

（※）　独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点（平成22年5月31日委員会決定）

① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。

② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。

③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

① 保有資産の保有の必要性等の検証状況、いわゆる溜まり金の精査における洗い出し状況等

② 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組、監事の監査結果を踏まえた評価の実施状況

２　意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア　内部統制の充実･強化

- 今回は、監事監査結果を踏まえた評価について、各府省評価委員会における監事からの意見聴取の状況、監事監査結果の活用状況について整理。
- 多くの評価委員会において、評価委員会等に監事の出席を求め意見を聴取したり、監事監査報告の提供を受け評価に活用。
- 今後の評価においては、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。
- 法人及び評価委員会の取組や監事と評価委員会との連携について、参考になる具体例を整理。

イ　保有資産の見直し

- 保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、保有の必要性等が疑われる事例あり。保有の妥当性等についてより一層厳格な評価が必要。

ウ　評価指標の妥当性

- 中期目標等の記載内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない等の例がみられたことから、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標への中期目標等の反映状況をチェックした上で、厳格な評価を実施。

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

（合計54事項について指摘）

① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 農業生物資源研究所（農林水産省評価委員会）
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省評価委員会）　　など６法人（６事項）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

- ✓ 国立公文書館（内閣府評価委員会）
- ✓ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（総務省評価委員会）
- ✓ 国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 造幣局（財務省評価委員会）
- ✓ 国立文化財機構、日本芸術文化振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 農林水産消費安全技術センター(農林水産省評価委員会)
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 海技教育機構(国土交通省評価委員会)
- ✓ 原子力安全基盤機構（原子力規制委員会評価委員会※）　　など34法人（48事項）

※　原子力安全基盤機構は平成24年９月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。

3　意見の具体例

①過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

農業生物資源機構（農林水産省）

○過去の指摘内容に対する措置状況を明らかにした評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：研究資源の効率的利用及び充実・高度化 【評定：A（中期計画に対して業務が順調に進捗している）】 ・ 指摘事項への対応につき、記載なし 【参考】（指摘事項の内容） 勧告の方向性：農業生物資源研究所の放射線育種場の依頼照射については、現在、独立行政法人と国立大学法人に対して無料としているが、自己収入確保の観点から、有料化に向けた検討を行うものとする。 （中期計画） ・ 特に、放射線育種場の依頼照射については、照射料金を見直すとともに、独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射についても有料化を検討する。 （23年度計画） ・ 放射線育種場の依頼照射料の有料化について、関係機関等との検討を行う。	放射線育種場の依頼照射については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）等における指摘を受け、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射に対する有料化の検討を行う旨を定めている。 しかしながら、業務実績報告書において検討を開始したとの記載はあるものの、貴委員会の評価結果では、この件について何も言及されていない。 今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省）

○「勧告の方向性」に沿った業務運営の改善等の適切性に関する評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし （参考） 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会通知） 第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等 内航海運活性化融資業務については、同融資を受けて日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が行っている内航海運暫定措置事業の収束に向けた円滑かつ着実な推進のため、国は内航総連に対し、毎年度同事業の収入及び支出に関して資金管理計画を作成・公表させ、着実な債務の償還が図られるよう適切に監督するものとする。これにより、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金が前年度以下となるようにするものとする。 また、内航海運活性化融資業務に係る手数料については、説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする。 さらに、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金については、資金調達コストを縮減するため、入札又はシンジケートローン等の導入による調達を検討するものとする。	内航海運活性化融資業務に係る手数料については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）の「第1　内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等」において、「説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする」との指摘を行っている。 しかしながら、本法人においては、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、業務実績報告書等に十分な記載がされておらず、また、貴委員会においては、これについての評価を行っていない。 今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

②評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

国立公文書館（内閣府）

○過去の実績を踏まえた目標値の妥当性についての評価が必要

内閣府評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：利用のための適切な措置 【評定：A（中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている）】 （実績） 利用請求を待たない積極的審査や、館が行う研修へのインターンシップの受入れ、書庫を含めた見学実施要領の策定等、所期の取組を実施した。 あわせて、館の取組状況と効果を把握するための指標に基づく数値目標を平成23年度計画に設定した。 （評価理由） 書庫見学の実施要領の策定など、積極的な取り組みが行われており、評価しうる。 （参考）新たに設定された数値目標及び業務実績	歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。 しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比べて低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。 今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきである。

	数値目標	H23実績	H22実績
要審査文書の審査処理数	1,500冊	1,708冊	2,437冊
デジタルアーカイブシステムへのアクセス件数	210,000件	264,620件	232,294件
貸出決定までの平均日数	平均15日	平均4日	平均8日

郵便貯金・簡易生命保険管理機構（総務省）

○業務委託者としての管理監督責任についても厳格な評価が必要

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：郵便貯金管理業務 【評定：AA（中期目標を大幅に上回って達成）】 （前略） 現金過不足事故は、ほとんどが不注意から起こるため、現金と証拠書の突合や預かり金額の読み上げ等の基本動作の徹底等に取り組み、その結果、事故件数は、前年度304件から今年度185件に、約40%減少した。このように、現金過不足事故等の件数は、大きな改善があったと評価できる。 （中略） 内部管理体制充実強化関連では、機構において四半期ごとに重大事故に関する傾向分析が行われた。重大な2案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある。 （中略） 以上のように、監督業務については、機構が保有する郵便貯金の支払い業務を民間企業に委託又は再委託することとなっている現制度に鑑み必要性は明白である。また、機構の少ない人数による監督にもかかわらず、現金過不足事故件数、顧客情報関係の事故件数ともに約40%も減少した。また、大震災への対応も適切であったと考えられる。これらの点で、業務の有効性、効率性は非常に高いと評価できる。	貴委員会の評価結果をみると、郵便貯金管理業務に係る業務実績報告において、平成23年10月及び11月に発覚した再委託先の管理者（郵便局長等）による犯罪についての記載がある中で、「重大な2案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある」という事実と、現金過不足事故件数について、「事故件数は、前年度304件から今年度185件に、約40%減少した」こと等をもって、AA評定（中期目標を大幅に上回って達成）としている。 しかしながら、委託先から提出された上記2案件の発生原因の分析においては、平成22年度に発生した同種の事故を踏まえて加えられた再発防止策が、必ずしも機能しなかった旨が報告されているが、これについて、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず、当該案件に関しては、本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。 今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について厳格に評価を行うべきである。

国際交流基金（外務省）

○事業促進のための取組を促すような評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：予算・収支計画・資金計画及び財務内容の改善に関する事項 【評定：ハ（中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画どおり順調である）】 事業仕分けの指摘による不要資産の国庫納付や職員宿舎の売却等により、財務内容が改善してきており、計画通り順調であると評価できる。 評定項目：国際文化交流のための施設の整備に関する援助 【評定：ハ（中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画どおり順調である）】 平成23年度民間から受け入れた特定寄附金249百万円を、21件の特定事業（人物交流、日本研究支援、日本語普及、舞台芸術等）への助成金として交付した。寄附金の受入れ、助成金交付の可否を諮問しつつ、国内外における文化交流活動推進に活用、順調に推移している。計画通り順調であると評価する。	本法人の自己収入の確保状況については、総額では実績が計画を上回っているものの、その内訳をみると、受託収入を除く運用収入、寄附金収入及びその他収入において実績が計画を下回っており、その理由として、平成22年度においても実績が計画を下回った理由と同様に、寄附金収入については昨今の厳しい経済危機情勢が、その他収入については日本語能力試験受験者数の減少が挙げられている。 また、寄附金については、件数及び額ともに平成22年度の実績を下回っているが、本法人は特定公益増進法人であり、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができること、寄附金は本法人が行う国際文化交流事業の原資ともなっていることから、積極的な広報等を行うことによる受入れの拡大が望まれる。 しかしながら、貴委員会では、自己収入の拡大や寄附金の受入れ拡大のための取組状況についての評価が行われていない。 今後の評価に当たっては、評価指標である「自己収入の確保状況」及び「特定寄附金の受入れの状況」に照らし、自己収入の内訳ごとに、寄附金の受入れを始めとする自己収入の拡大を促す観点からの評価を行うべきである。

造幣局（財務省）

○法人の取組状況について厳格な評価が必要

財務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目： （大項目）Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （中項目）1．通貨行政への参画 【評価結果：A（中期目標を十分に達成することが見込める状況）】 （評定理由） ● 偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき策定された研究開発計画にしたがって実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。	研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、「研究開発計画にしたがって実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある」との評価にとどまっている。 今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

国立文化財機構（文部科学省）

○目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言及した上で評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：教育活動の充実 【評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている）】 評価基準（評価指標）及び実績 ○　講演会、ギャラリートークの参加者数〔指標：年度計画〕 東京国立博物館：7,830人（12,664人） 京都国立博物館：2,638人（1,450人） 奈良国立博物館：2,450人（3,006人） 九州国立博物館：2,030人（7,833人） ※　（　）内は平成23年度実績 【参考：昨年度（平成22年度）の評価指標及び実績】 ○　講演会、ギャラリートークの参加者数〔指標：前中期目標期間の年間平均実績〕 東京国立博物館：10,915人（13,319人） 京都国立博物館：5,181人（2,313人） 奈良国立博物館：3,542人（3,349人） 九州国立博物館：5,255人（3,996人） ※　（　）内は平成22年度実績	講演会及びギャラリートークの参加者数については、中期計画において「参加者数についてはその都度、目標を設定する」とされており、これまでの実績の推移からみて、平成23年度計画の数値目標は大幅に下げて設定しているが、目標を設定した基準・根拠等が明らかとなっておらず、目標設定に対する妥当性についても言及されていない。 今後の評価に当たっては、目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言及した上で評価を行うべきである。

日本芸術文化振興会（文部科学省）

○目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性の評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：伝統芸能の伝承者の養成 【評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている）】 評価基準（評価指標）の一部 ○　養成研修の実施 歌舞伎俳優・音楽 俳優（20期、2年次）　9名（10名） 竹本（20期、1年次）　1名（3名） 太神楽（7期、1年次）　2名（3名） 文楽（25期、1年次）　4名（6名） ○　既成者研修の実施 文楽既成者研修発表会　2公演（3公演） ※　実数は実績回数、（　）は年度計画の目標値 分析・評価 ○　伝統芸能における養成の目的と実績は極めて評価できる。単年で成果が出る性質の事業ではないので、地道に継続してほしい。 ○　意義のある事業ではあるが、国費投入の必要性を国民に説明する必要がある。 ○　定着率の更なる上昇について努力を求めたい。	伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修の実施については、貴委員会の評価結果をみると、研修実績のうち年度計画を達成していない項目があるにもかかわらず、それらの項目について、未達成の原因・理由をどのように評価したか明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべきである。

国立健康・栄養研究所（厚生労働省）

○目標及び評価指標と実績との関連性を明確にし、厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究 【評定：A（中期計画を上回っている）】 （委員会としての評定理由） 東日本大震災被災者向けの健康・栄養に係るリーフレット作成等の活動は評価できる。研究能力向上に対する活動は戦略性をもって取り組むことを期待する。	研究能力の向上のための措置については、現行の中期目標及び中期計画において具体的な目標が設定されておらず、平成23年度計画において「他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。」とされている。 しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「若手育成型の科学研究費補助金10件」及び「助成事業における外部資金４件」を獲得した実績について評価しているが、これら補助金等の獲得件数を中期目標等の評価指標として設定してないことから、目標及び評価指標と実績との関連性が不明確となっている。 今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである。

労働安全衛生総合研究所（厚生労働省）

○法人統合後のシナジー効果について目標に沿った評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし （参考） ○　中期目標 2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 （前略） また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。 ○　中期計画 2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 （前略） また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	本法人は、平成18年4月に旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所の統合により設立され、統合後のシナジー効果を発揮する観点から、第1期中期目標期間においては、法人統合による研究分野の融合や研究成果について評価・検証が行われており、現行中期目標及び中期計画においても、産業安全分野及び労働衛生分野それぞれの知見を活かした学際的な研究を積極的に実施するとしている。 しかしながら、学際的な研究に関する実績が明らかにされておらず、評価結果においても言及されていない。 今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである。

農林水産消費安全技術センター（農林水産省）

○目標の達成状況について、評価指標に照らした適切な評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：農薬関係業務（農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60業務日以内）） 【評定：A（目標値に対して、90％以上の達成度合）】 評価項目：農薬関係業務（GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間（30業務日以内）） 【評定：A（目標値に対して、90％以上の達成度合）】	貴委員会では、農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60業務日以内）について、A評定（目標値に対して、90％以上の達成度合）としているが、事業報告において「農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定」とされていることについて、当該19点の集取品が60業務日以内に報告されたか否かについての評価を行っていない。 また、GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間（30業務日以内）の評価についても、同様の状況がみられる。 今後の評価に当たっては、業務実績が評価対象年度の翌年度にわたるものについても、可能な限り業務実績を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省）

○プロジェクト管理が適切に行われているかについて評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目：業務運営の効率化 【評価結果：Ｂ（質・量の両面において概ね中期計画を達成）】 （評定理由） ● リスクの高い資源開発を主とする極めて多面的な業務を、多種の予算によって効率的かつ適正に遂行するために必要な組織改革、システムの最適化、内部統制の整備などを実施しており、経費・人件費および随意契約の継続的な削減を実現している。特に、多角的な資源プロジェクトの戦略的取組み、リスクマネー資産管理、石炭・地熱開発業務のための新体制整備等の機能強化を図ったことは、将来の業績向上に繋がるものと期待される。本部東京移転は業務体制、組織機能、管理費・経費等の改善に繋がったのみならず、海外からの要人受入れを容易にし、相乗効果があった。 ● 出資等の案件の審査と管理の体制について、持続的に見直し向上を図っているものと思われる。本部移転については、内外の人の往来が飛躍的に増えたことがその効果を表わしている。石油・石油ガスエネルギーと希少金属を対象とする事業を担っていることから、自然災害に対処する意識は高いと見受けられる。業務運営の効率化等について、所期の改善計画に基づいて着実に実施していると認められる。前年度に表面化した収賄事件という異例な不祥事に対する大きな反省による事業体制と内部統制の見直しおよび対処策が講じられている。 ● 外部専門家の活用や金融資産担当部署の設置など、高度化する金融業務の審査体制強化に積極的に取り組んでいる。「見直しの基本方針」への着実な対応が見られる。（措置を講ずべき20項目全てに着手。）	リスクマネー供給による支援プロジェクトの管理については、貴委員会の評価結果をみると、本法人と支援対象会社等との契約上の守秘の関係から、貴委員会には個々のプロジェクトに係る詳細なデータが提供されておらず、主として体制面からの評価にとどまっている。 本法人においては、平成24年４月に金融資産課を新設し、金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に取り組みはじめたところであり、また、国の資源確保戦略への対応から、今後、石油・天然ガス及び金属部門の出融資・債務保証残高の増加等が見込まれる状況にある。 今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきである。

海技教育機構（国土交通省）

○いわゆる溜まり金の洗い出し状況を踏まえた適切な評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
【評価項目】 3　保有資産の管理・運用等 (1)保有資産全般の見直し イ　金融資産 ○　いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ）運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ）当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。 【実績】 該当なし 【評価】 －	独立行政法人の保有資産については、既往の政府方針等において、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこととされている。また、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目したいわゆる溜まり金の洗い出し状況について特に留意することとされている。 本法人において、中期目標期間最終年度における運営費交付金債務の精算収益化額と、平成16年度及び17年度当時の旧独立行政法人海員学校沖縄海上技術学校の売却に伴い計上した売却損等のキャッシュ・フローを伴わない損失の計上により発生した欠損金とが相殺され、積立金とならなかった金額が生じており、平成23年度末時点において当該金額について国庫納付されずに内部に預金として留保されている状況にあった。 しかしながら、このような預金を留保していたことについて、貴委員会の評価結果をみると、具体的取組において特に留意することとされているいわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、「該当なし」として特段の記載はない。 今後の評価に当たっては、上記を踏まえた適切な評価を行うべきである。

原子力安全基盤機構（原子力規制委員会※）

※　原子力安全基盤機構は平成24年９月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。

○今後の評価において、法人の取組状況について厳格な評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見(注)
該当なし （参考） 【主な経緯】 平成24年3月～10月　各自治体が地域防災計画を策定する際の参考情報として、原子力発電所の事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定する拡散シミュレーションを原子力安全基盤機構において実施 10月15日　シミュレーション結果を原子力規制委員会に提出 10月24日　原子力規制委員会においてシミュレーション結果を公表 10月26日　シミュレーション結果の処理の一部に不備判明 11月 6日　シミュレーションの計算結果に誤りを確認 12月13日　シミュレーション結果の総点検、原因分析及び再発防止対策を公表 【原因分析】 原子力安全基盤機構及び請負企業の関係者からインタビューに基づき整理した事実関係から問題点を抽出し、人的要因及び組織要因に分類して、原因分析・評価を実施。 【再発防止対策】 (1)人的要因に対する再発防止対策 既存のルールの明確化、具体化によるプロジェクトマネジメントの強化、請負企業に対する要求事項の充実など品質管理を強化した調達管理の充実等。 (2)組織要因に対する再発防止対策 業務管理及びリスクマネジメントに係る教育・訓練を実施し、その結果の測定・評価（理解度等）に基づき、これらに関する規程・手順書や教育・訓練内容等を継続的に改善。	拡散シミュレーション結果については、平成24年10月26日に本法人が実施した拡散シミュレーション結果の処理の一部に不備が判明したほか、九州電力株式会社が本法人に誤ったデータを提出したことから、同年11月６日に計算結果に誤りが確認されるなど、再三の修正が必要となった。 今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。

（注）　当委員会の二次評価意見は、平成23年度業務実績評価の二次評価の過程で発覚した事態に対する意見であり、一次評価結果を踏まえたものではない。

４　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に対する意見の具体例

○公的研究費の不正使用防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
個別の法人に対する評価結果例 ・　研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。（北海道教育大学等8法人） ・　上記と類似の評価をしているもの（4法人）	各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年２月15日文部科学大臣決定）なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまでも評価を行っているが、複数の法人において公的研究費の不正使用が発覚していることを踏まえ、当委員会においても、平成22年度業務実績の評価において、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきと意見したところである。 しかしながら、貴委員会の平成23年度評価結果においては、不正使用が公表されている複数の法人について課題があると指摘している一方で、法人の具体的な取組方策について言及していないものが多いことから、今後の評価に当たっては、各法人の実情に合わせて、例外なく第三者に検収を実施させることや、より実効性の高い内部監査を実施することなど、不正防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価を実施し、引き続き各法人における必要な改善を促すべきである。

（参考1）平成23年度の業務実績評価対象独立行政法人（104法人）

【内閣府所管】 4法人
- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- ○沖縄科学技術研究基盤整備機構

【総務省所管】 4法人
- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【外務省所管】 2法人
- 国際協力機構
- 国際交流基金

【財務省所管】 4法人
- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

【文部科学省所管】 23法人
- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

【厚生労働省所管】 20法人
- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- ○雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

【農林水産省所管】 13法人
- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

【経済産業省所管】 10法人
- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

【国土交通省所管】 20法人
- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

【環境省所管】 2法人
- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

【原子力規制委員会所管】 1法人
- 原子力安全基盤機構

【防衛省所管】 1法人
- 駐留軍等労働者労務管理機構

（注）沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成23年11月に解散（大学法人へ移行）、雇用・能力開発機構は、平成23年10月に解散。法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略。

（参考2） 監事監査結果を活用した法人の取組・評価等の事例（内部統制の充実・強化）

① 参考となる法人における取組の事例

独立行政法人名 （主務省）	取組の概要（業務実績報告書より抜粋）
国際協力機構 （外務省所管）	「平成22年度国際協力機構監事監査報告」（23年9月提出）における31項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具体的な取組としては、随意契約の見直しに係る特命随意契約の妥当性に係る基準を必要とするとした指摘について、契約類型ごとに特命随意契約を行う際の留意点を整理したガイドラインの作成を進めた。 海外での機構の安全管理の精錬化や高度化について、安全対策に係る基本理念を明確にすべき、という指摘に対して、海外安全対策規程に基本理念を追加することとした。さらに、無償資金協力における実施監理に関する海外拠点の関与の方法について、海外拠点への配布を目的とした、「実施監理業務の手引き」において、海外拠点が無償資金協力事業により積極的に関与することを前提に記載の見直しを行った。こうした取組について、「『平成22年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」を取りまとめ、理事長から監事に提出し、ホームページ上に公開した（24年3月）。
建築研究所 （国土交通省所管）	建築研究所では、理事長が組織運営のすべてを意思決定していることを踏まえ、監事監査及び監査法人監査が実施されている。監事及び監査法人は、監査結果を理事長に対して文書と口頭でもって報告している。平成23年度は監事監査結果の報告が平成23年11月1日と平成24年3月27日に、法人監査結果の報告が平成23年６月7日に行われた。理事長はそれに対する措置状況を迅速に作成し、監事等に回答している。 たとえば、実験棟内に一時保管されたまま長期間利用されていない状況にある研究資料・実験試料等について、基本的に廃棄すべきとの監事による監査結果の報告を受け、直後の所内会議で直ちに廃棄に向けた対応が開始されている。 これら監事監査等の結果及び対応状況は所内会議等を通じて、所内に周知徹底されている。

監事監査結果を活用した法人の取組･評価等の事例（内部統制の充実･強化）

② 参考となる評価委員会における評価

評価委員会名	取組の概要
農林水産省独立行政法人評価委員会	○監事監査結果への対応の取組状況について評価（種苗管理センター） 監事の監査で把握された改善点等については、役員会等において報告されるとともに、被検査部門の長へ通知され、業務の適正化が図られている。主なものとして、沖縄農場における台風襲来時の対応をマニュアル化することについて、平成23年度の監事監査において言及があったことから、過去の文書等を整理してマニュアル化が検討されている。（一次評価結果より抜粋）

③ 監事監査報告書における視点、提言事項等

独立行政法人名（主務省）	監査報告書における記載内容（抜粋）
中小企業基盤整備機構（経済産業省所管）	リスクマネジメントの具体的あり方についていえば、必要に応じ業務フローを作成して、リスクとコントロールの対応や適切性を可視化して確認することが重要である。総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（以下「内部統制研究会報告」という。）の指摘を理由に、費用対効果や効率性の観点から、業務内容の文書化やフローチャート化が必ずしも必要ないと慎重な意見もみられる。しかし、機構のように地域本部や中小企業大学校、インキュベーション施設等多くの組織や施設を持ち、共通の業務を実施しているような場合には、業務フローを作成することは、リスクマネジメントの実効性を図る上で必要であるばかりでなく、長期的にはむしろ効率化も実現できると考えられる。内部統制にとって肝要な組織の構成員全員によって参加意識が醸成されるという副次効果も期待される。今後業務フローの可視化とそれを基にした業務改善を図っていくことを期待したい。

（参考3） 意欲的な取組事例①（府省評価委員会の評価業務）

評価委員会名	取組の概要
外務省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、独立行政法人国際交流基金の評価において、「業務経費の毎事業年度1.2%以上削減」に関し、平成22年度の政策増分を加えた経費と平成23年度の政策増前の経費とを比較し削減率の実績（6.1%）とされていることについて、「現在の「項目別評価シート」の記載ぶりでは、全体として6.1%が削減されているとの誤解を招くので、次年度からは記載ぶりの検討が望まれる」と指摘し、経費削減の状況について国民に分かりやすい評価となるよう努めている。
国土交通省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の評価において、道路資産の貸付けに際しては、各高速道路会社は、道路を常時良好な状態に保つために機構との協定により、目標設定をすることになっているが、その目標設定の考え方や方法が不明であり、指標がカバーしている範囲が少ないことについて、「平成23年度以降のアウトカム指標の組替えに関し、その目標設定の考え方や方法が不明であるとともに、具体の設定について会社間での考え方が異なっているようであり、改善が求められる。また、指標がカバーしている範囲も少ないように思われる。（中略）さらに、設定したアウトカム指標については、機構と会社とが連携・協力してその達成を図り、利用者への安全で安定的なサービスの提供につなげることが臨まれる。」と指摘し、改善に努めている。

意欲的な取組事例②（独立行政法人の業務運営）

独立行政法人名 （主務省）	取組の概要
国立女性教育会館 （文部科学省所管）	本法人は、業務運営の改善について、運営会議を初めとする各種会議において不断の業務見直しを行っている。年度末には、全館職員から業務改善提案を募集し、運営会議出席者による検討会議を実施した。 51件の提案のうち、 ・ 研修内容の改善提案 ・ エントランスにおける展示実施 ・ 職員の業務分担の見直し ・ 組織内での情報共有に関するルールづくり など36件が検討後措置された。（他15件については引き続き検討中）
農業環境技術研究所 （農林水産省所管）	本法人は、平成22年度に発生した共用薬品庫内における廃棄物処理専門業者による破裂事故を受け、次のような取組を実施し、薬品の管理の強化を図っている。 ⅰ）請負者に対する薬品取扱教育の実施及び事前の作業内容の確認 ⅱ）外部からの視認性向上のため、薬品庫扉の付け替え（一部透明強化ガラス戸） ⅲ）カードキー装置導入による入室者及び入室時間の記録 ⅳ）薬品庫内における薬品の混合等の作業禁止項目の標示
森林総合研究所 （農林水産省所管）	本法人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人日本原子力研究開発機構等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委員会に8人の専門家を派遣するとともに、放射性物質影響評価監の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立し、行政と連携し切れ目のない技術支援を行うことにより、森林研究の中核機関としての取り組みを推進した。

（参考4） 自然災害等に関するリスクへの対応（法人における取組例）

区分	独立行政法人名 （主務省）	取組の概要
各法人共通的な施設・設備等に関するもの	中小企業基盤整備機構 (経済産業省) 国際交流基金 (外務省)	○　情報システムサーバーデータの本部・地域本部間及び地域本部・地域本部間における相互バックアップ体制を整備。 ○　通常使用している電話（固定・携帯）や通信システムのいずれか、あるいは、全てが利用できなくなることを想定し、新規通信手段の整備（衛星電話、停電対応電話）と既存通信手段の強化（メールサーバ等の　バックアップ化）を図る予定。
法人特有の施設・設備等に関するもの	情報通信研究機構 (総務省) 国立循環器病研究センター （厚生労働省）	○　東京にしか備えていない日本標準時発生機能を、他エリアに設けるべく日本標準時副局と分散管理システムの構築に着手 ○　実験動物及び遺伝子組み換え生物の飼育施設を、それぞれ建物の最上階と直近下階に設け、出入りについては使用者を特定したカードキーによるセキュリティシステムとし、容易に外部に実験動物等が逃げ出せない仕組みとしている。
地域との連携等に関するもの	海洋研究開発機構 （文部科学省） 都市再生機構 （国土交通省）	○　横浜研究所においては、津波発生時における施設等の提供協力に関する協定を地元自治体と締結 ○　津波発生時の避難場所として、ＵＲ賃貸住宅の廊下又は階段等の共用部分（屋上等の立ち入り制限場所を除く）を周辺住民が使用する事ができるよう、自治体と協定を締結